令和７年第３回常滑市議会定例会提出案件について（９月30日提出分）

今回の市議会定例会に追加して提出する案件は

単　　行　　議　　案　　１件

です。当該案件について、その概要を説明いたします。

議案第74号　　損害賠償の額を定め和解することについて

公用車における事故に伴う損害賠償の額を定め和解を成立させるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第74号

損害賠償の額を定め和解することについて

公用車における事故に伴う損害賠償の額を定め和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和７年９月30日提出

常滑市長　伊　藤　辰　矢

事故概要	令和７年２月12日（水）午後３時54分頃、市道2561号線を東に向かって走行していた公用車が、常滑市飛香台１丁目地内の常滑インター入口の交差点において青信号を右折しようとしたところ、西進してきた対向車に接触し、相手方の車両を全損及び運転者を負傷させたもの。
損害賠償額	1,481,064円
損害賠償の相手方	知多郡阿久比町在住の個人
損害賠償額の詳細	過失割合　　常滑市80％、相手方20％ 物件損害額　　417,930円 （内訳） 車両時価額　400,000円 レッカー代　17,930円 人身損害額　　1,146,720円

	（内訳） 治　療　費　455,820円（交通事故証明書料含む。） 休業損害　286,700円 慰　謝　料　404,200円

提案理由

公用車における事故に伴う損害賠償の額を定め和解を成立させるため。